

事例研究から見る 差別に対するソーシャルワーク の現状と課題

○ 追手門学院大学 古川 隆司 (会員番号 02430)

キーワード： ソーシャルワーク、差別、ステレオタイプ、ラベリング、**だから

1. 研究目的

障害者差別解消法（2013年制定、2016年施行）、部落差別解消法（2016年制定・施行）など、近年差別解消を目的とする立法が相次いで制定、施行されている。国際的な定義を根拠に据えるソーシャルワークは社会正義や人権等を基盤的価値と標榜する一方、これら差別に直接取り組むような実践と教育に取り組んでいるのか。テキスト群の索引にさえ扱われていない現状はなぜ生じているのか。本報告の目的はその原因や実践方法上の課題を事例の検討を通して考察することにある。

2. 研究の視点および方法

まず、差別のレベルや規模は、個別的なものから、集団的・組織的・社会的な規模の広があると考えられる。多くの差別体験の聞き取りに基づく、個別的なレベルでは表出されず潜在的な態度にとどまると考えられる。ここでは集団的・組織的なレベルを中心に考えることとする。

ベッカーの『アウトサイダーズ』を念頭におけば、ソーシャルワークの実践例として被差別カテゴリーに属する人びとや状況を設定した時でステレオタイプの反映とみなされることは容易に想像できる。アウトサイダーズとみなされる側によるこの指摘は、ソーシャルワークの対象観に内在する権威主義を批判する。

だがソーシャルワークの側に立つとき、差別的状況とその支援が多様であること等の理由で、差別そのものの提示や表現が難しいと考えられていると推測できる。仮に、支援例を示したとして、差別を受けた具体的で個別的な被差別体験に直接働きかけることも難しく、支援目標を「個人の人権尊重、心理的葛藤への対処」程度しか示せない。その結果事例としても倫理的だが抽象的で有用でない結論しか示せない。それは、第一に被差別体験を捉えることの難しさ、第二に「理解できた」とみなした体裁でまとめるしかないため、倫理的だが形而上的な言説にしかならないことが推測される。以下これらの仮説を検証する。

3. 倫理的配慮

本報告は日本社会福祉学会・関連学会・報告者の所属先における研究倫理指針に基づき実施した。なおここで用いるデータは二次資料にとどめ、論理的関や連を説明する上で必要な現実構成のみにとどめた。

4. 研究結果

(1) 福祉職や事業所・機関など組織的なサービス提供を行う組織的な規模や上記以外の関係者による組織と無関係であるとみなす市民との相互作用が考えられる。この規模では、支援を受ける側への評価に伴って「**だから」という主観的だが支配的な言説が持ち込まれやすい。支援対象者を手段化する中で生じることも考えられる。手段化とは支援対象者へのサービス提供が円滑であればあるほど、スティグマとみなさない傾向があると考えられる。

(2) 被差別体験を想像する機会の乏しさは、学校や職場でのいじめが常態化する日本社会では、福祉や介護現場だけが例外であると考えるのは妥当ではない。さもなくば、施設職員による虐待は説明できないからである。

そもそも被差別体験を語りにくい当事者も多く、支援側に語られない体験も多いことが推測される。すると、主観的印象（潜在的態度を含む）に基づいた被差別体験の主観的評価が用いられ、批判を受けないまま通説化されうる危険性も多い。逆の立場から検討する機会を持たない支援のあり方もその原因となっているとしたら、支援を考える枠組み全体にもともとソーシャルワークの基盤的価値が根付いていないことになりうる（施設運営のあり方も同様）。

(3) 被差別体験に起因する支援について、支援のゴール設定がなぜ形而上学的な観念論になるのか。これは、具体性に迫ることなくステレオタイプ化する方法が定着しており、主観的印象に基づいた被差別体験の主観的評価がまかり通るという仮説が立証されうる恐れが含まれている。すなわち、専門性や職業的倫理が徹底しているとすれば、被差別体験に起因する支援の必要性について、当事者の立場から利用者主体で支援目標も考えられるような支援者と当事者の関係ができていだろう。

けれど、被差別体験についての専門的支援にあって、「**だから」が多用されるという結果は、残念ながら当事者の状況も心情も理解できないことを示唆しており、規範的な表現でその場しのぎをする他ない。だとすれば、それを倫理的課題というのは、あまりに幼稚すぎる結論でもある。本質的な問をこれも回避するものでしかないとも言える。

5. 小括

倫理的課題は専門職集団や組織のレベルで扱われるものだとすれば、上記(3)のレベルはおそらくソーシャルワーク以前の、人間的な価値観への振り返りが求められることになる。だとすれば、専門職としての原理的価値観を改めて学びなおし、課題解決以前に、具体的な実践に反映させるかという方法論的課題に戻るべきではないか。